

令和8年1月10日

お知らせ

課名	畜産課
担当	田原・出石
内線	3865・3869
直通	086-226-7431

高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域を解除しました

12月20日に津山市で発生した事例について、搬出制限区域（発生農場から半径3km超～10km以内）を本日15時に解除しましたので、お知らせします。

なお、移動制限区域については、継続します。

1 消毒ポイントの縮小（別紙参照）

（1）搬出制限区域の解除に伴い、廃止した消毒ポイント（2か所）

- ・消毒ポイントNo.2（真庭産業団地（久世IC北側））
- ・消毒ポイントNo.3（西部運動公園）

（2）移動制限区域の解除まで継続する消毒ポイント（1か所）

- ・消毒ポイントNo.1（津山市役所久米支所）

2 今後の予定

移動制限区域については、1月21日0時に解除する予定です。

【報道機関へのお願い】

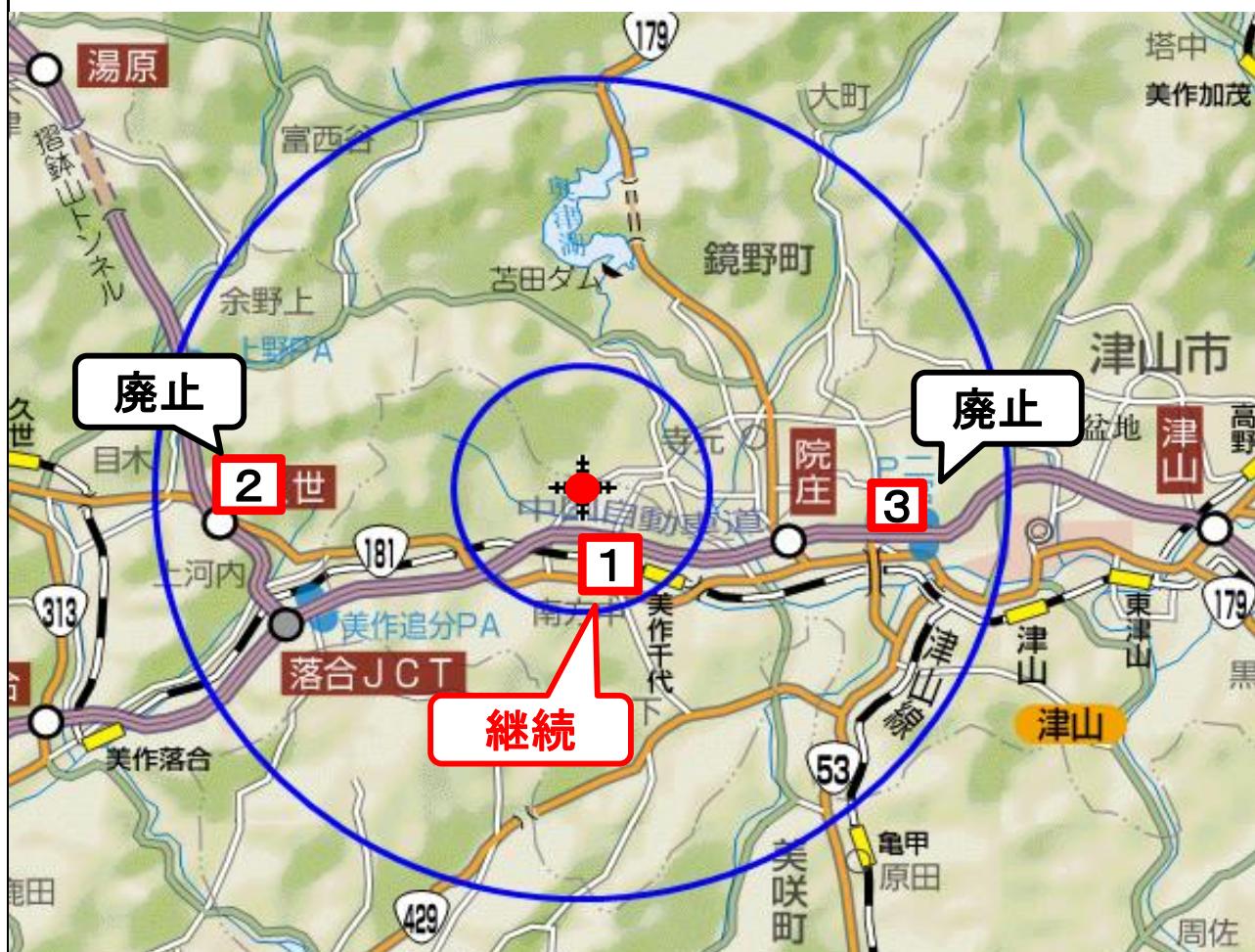
- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- 2 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願いいたします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域における消毒ポイント

(発生農場から半径約10km範囲内)

区分	運行状況	場 所	名 称	所 在 地
継続	24時間	消毒ポイントNo.1	津山市役所久米支所	津山市中北下1300
1月10日 15時廃止	24時間	消毒ポイントNo.2	真庭産業団地 (久世IC北側)	真庭市上河内
1月10日 15時廃止	24時間	消毒ポイントNo.3	西部運動公園	津山市二宮420



内側の円内の区域:発生農場から3km以内
外側の円内の区域:発生農場から10km以内

令和8年1月10日15:00時点